

留萌家畜衛生だより



(ホームページ) <http://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/rukahotop.htm>

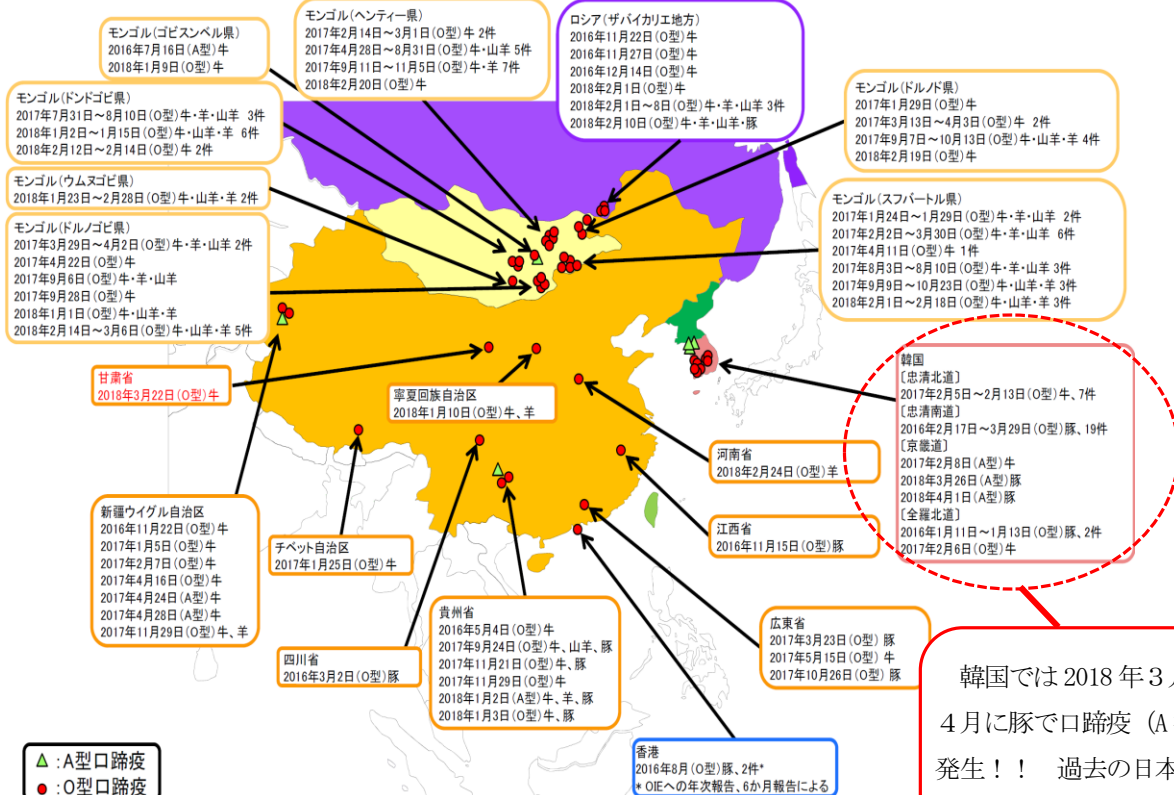
も
く
じ

- | | |
|--------------------------------|-------------------------------|
| 1 口蹄疫の発生にご注意ください | 7 病性検定申請時の注意事項 |
| 2 高病原性鳥インフルエンザに注意!! | 8 抗菌性物質残留事故発生状況 |
| 3 平成 30 年度 家畜伝染病予防事業計画 | 9 平成 29 年次 監視伝染病の発生状況 (留萌、全道) |
| 4 平成 30 年度 市場上場牛等のヨーネ病検査実施日程 | 10 BSE検査室より |
| 5 サルモネラ 4 : i : - の届出伝染病指定について | 11 転入者の紹介 |
| 6 平成 30 年度 各種使用料・手数料 | 12 職員体制と緊急連絡先 |

1 口蹄疫の発生にご注意ください

口蹄疫は、牛や豚などの偶蹄類が感染する伝染性の病気で口腔内、口唇、鼻、蹄、乳頭などに水疱を作ります。日本国内では平成 22 年の発生以来、本病の発生はありませんが、東南アジア諸国やロシア極東地域を中心に発生が続き、今年の 3 月以降、韓国では発生が継続しています。

中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況 (2016年1月以降の発生)



韓国では 2018 年 3 月及び 4 月に豚で口蹄疫 (A 型) が発生!! 過去の日本での発生事例 (2000 年、2010 年) をみると、まず韓国で発生しています。侵入するリスクは極めて高い状況です!

農場内への侵入を防ぐために、次の事を守りましょう

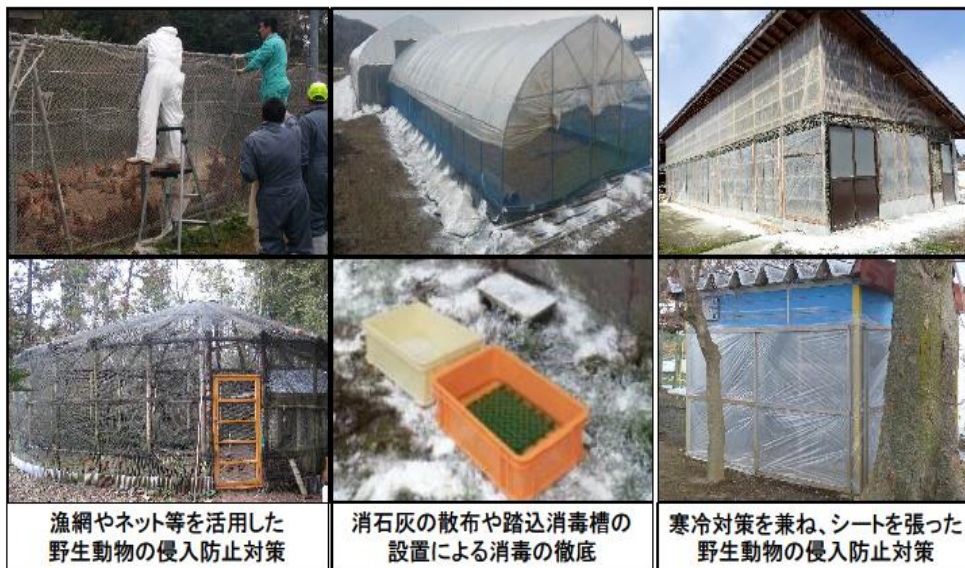
- ・外部からの人や車をなるべく農場に入れないようにしましょう。
- ・自分の農場に入る際も、靴や持ち込む物の消毒を徹底しましょう。
- ・畜産関係車など、農場に入る車（タイヤや運転席）や持ち込む物は必ず消毒しましょう。
- ・発生国から輸入された物を農場に近づけないようにしましょう。
- ・口蹄疫を拡げないためには、早期発見がとても大切です。毎日、家畜を観察し、何かおかしいと感じたら、すぐに獣医師や家畜保健衛生所に連絡しましょう。

2 高病原性鳥インフルエンザに注意！！

国内では、平成28年度に発生が継続し、平成30年1月には香川県で本病が発生しました。また、中国や韓国等の近隣諸国では発生が続いており、引き続き注意が必要です。

まだまだ渡り鳥のシーズンです。野鳥と飼養家きんを接触させないための対策をとりましょう。

小規模な家きん飼養農場における取組事例



家きん舎の周囲にはウイルスが侵入する経路が多く存在しています。

今一度、点検・確認をお願いします！

3 平成30年度 家畜伝染病予防事業計画

平成30年度の家畜伝染病予防事業計画は次のとおりです。
関係者および関係機関の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

《平成30年度 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査》

検査疾病名	対象市町村	対象家畜	予定頭羽群数	実施時期
①牛のヨーネ病	天塩町(雄信内地区)	繁殖の用に供する肉用 および乳用雌牛 (24か月齢未満を除く)	43戸2360頭	10月
②蜜蜂の腐蛆病	留萌市、増毛町、 苫前町、天塩町他	飼育されている全蜂群	5戸900群	8月
③高病原性鳥インフルエンザ及び 低病原性鳥インフルエンザの 定点モニタリング	小平町	採卵鶏10羽	1戸10羽 (120羽/年)	毎月

また、④BSE検査(通年)、⑤鶏、めん羊・山羊、豚飼養農場への立入検査については該当市町村において、実施予定です。

【実施根拠】①、②、④：家畜伝染病予防法第5条に基づく検査

③、⑤：家畜防疫対策要綱、特定家畜伝染病防疫指針に基づく立入検査

☆検査対象疾病が変わります！

平成29年度まで家畜伝染病予防法第5条(以下、法第5条)に基づき実施してきた牛のブルセラ病・結核病、馬伝染性貧血の検査が変わります！

- 牛のブルセラ病・結核病については、これまでの摘発淘汰によって清浄化が進展したため、これまでの法第5条による検査は行わず、**全国的清浄性確認サーベイランス**を実施します。

牛のブルセラ病及び結核病の全国的清浄性確認サーベイランス

(1) 牛のブルセラ病・結核病の能動的サーベイランス

平成30年4月1日から3年間、国内での牛群の清浄性確認のために経産牛を1頭以上飼養している農場から無作為に選定し、検査を実施。

留萌管内では乳用牛飼養農場3戸、肉用牛飼養農場1戸を予定しています(手数料の徴収はありません)。

(2) 牛ブルセラ病の流産サーベイランス

平成30年4月1日から3年間、流産または死産に関連した病性検定を実施する際に、流産または死産した母牛(可能な場合、その流産または死産となった胎子を含む)について、申請者の同意が得られたものに対して検査を行います。検査材料は、流産または死産を呈した牛が経産牛の場合は当該牛の血清、初産の場合は当該牛の血清並びに流産または死産胎子(腐敗その他の理由により検査に適さないものを除く)となります。

- 馬伝染性貧血については、国内の清浄性が評価されたことに伴い、法第5条検査は行いません。競馬場への入厩馬に対する本病の検査は病性検定として取扱い、検査手数料の助成制度がありますので、当所までお問い合わせください。

4 平成30年度 市場上場牛等のヨーネ病検査実施日程

平成30年度の市場上場牛等のヨーネ病検査実施日程は次表のとおりです。

検査を申請される場合は、採血期間及び対象牛の月齢を確認の上、受付締切日（当所必着）までに検体を搬入してください。

《平成30年度 市場上場牛等のヨーネ病検査実施日程》

南北海道肉牛市場	開催日	採血期間	受付締切日(当所必着)
平成30年	5月9日(水)、10日(木)	4月9日(月)～17日(火)	4月17日(火)
	6月6日(水)、7日(木)	5月14日(月)～22日(火)	5月22日(火)
	7月4日(水)、5日(木)	6月11日(月)～19日(火)	6月19日(火)
	8月1日(水)、2日(木)	7月17日(火)～24日(火)	7月24日(火)
	9月5日(水)、6日(木)	8月13日(月)～21日(火)	8月21日(火)
	10月3日(水)、4日(木)	9月10日(月)～18日(火)	9月18日(火)
	11月7日(水)、8日(木)	10月15日(月)～23日(火)	10月23日(火)
	12月5日(水)、6日(木)	11月12日(月)～20日(火)	11月20日(火)
平成31年	1月9日(水)、10日(木)	12月10日(月)～12月18日(火)	12月18日(火)
	2月6日(水)、7日(木)	1月15日(火)～22日(火)	1月22日(火)
	3月6日(水)、7日(木)	2月12日(火)～19日(火)	2月19日(火)
	4月 未定	3月11日(月)～19日(火)	3月19日(火)

☆ 検査対象 : 採血日において6か月齢以上の牛（必ず月齢をご確認ください）

☆ 必要書類

- (1) ヨーネ病抗体検査依頼書
- (2) 病性検定診断申請書
- (3) ヨーネ病自主検査料補助金交付申請書
- (4) ヨーネ病自主検査牛採材証明書（検査材料の採材獣医師が交付する書類）

※ (3) 及び (4) は公益社団法人 北海道家畜畜産物衛生指導協会が行うヨーネ病自主検査料補助金交付事業を申請する場合に必要です。

5 サルモネラ4:i:-の届出伝染病指定について

家畜におけるサルモネラ症については、家畜伝染病予防法施行規則第2条において、サルモネラ・エンテリカであって血清型がダブリン、エンテリティデス、ティフィムリウム、コレラエスイスによるものが届出伝染病として規定されています。

近年、家畜での感染事例報告が増加しているサルモネラ4:i:-は、国内での調査によりサルモネラ・ティフィムリウム（以下、ST）の遺伝子が一部変異したものであり、その病原性についてもSTと同様であることが確認されたことから、サルモネラ4:i:-については、平成30年4月1日以降、STとして取り扱うことになりました。このことより、**サルモネラ4:i:-による家畜のサルモネラ症については、家畜伝染病予防法に基づく届出が必要**となります。

サルモネラ属菌は、自然界に広く分布する細菌で、家畜の生産性低下や人の食中毒の原因になり得る公衆衛生上重要な病原菌です。現在は、2600種類以上の血清型に分類されており、近年は、届出対象外の血清型によるサルモネラ症の発生も多くみられています。飼養家畜に異常を認めた場合は、速やかに診療獣医師または家畜保健衛生所に連絡してください。

6 平成30年度 各種使用料・手数料

○北海道家畜保健衛生所条例等 (病性検定使用料・手数料)

項目	単価(円)
【病性検定使用料】	
器具・機械使用料	620
保冷保管庫使用料	500
【病性検定手数料】	
病理解剖検査	3,530
鏡検	770
一般培養	1,020
特殊培養	3,040
一般血清反応検査	770
特殊血清反応検査	3,050
病理組織学的検査	1,800
一般理化学的検査	1,290
特殊理化学的検査	2,820
特殊遺伝子学的検査	5,730
総合病性検定	6,550
特殊血清・遺伝子学的検査	3,800
証明書	500
特別診断(100km未満)	5,670
特別診断(100km以上)	12,430
焼却	24,300

○北海道農政部手数料条例(医薬品医療機器等法関係)

項目	単価(円)	項目	単価(円)
動物用医薬品販売業許可申請手数料	30,070	動物用医薬品販売従事登録申請手数料	10,700
動物用医薬品販売業許可更新申請手数料	12,290	動物用医薬品販売従事登録証書換え交付手数料	2,630
動物用医薬品販売業許可証等書換え交付手数料	2,630	動物用医薬品販売従事登録証再交付手数料	3,750
動物用医薬品販売業許可証等再交付手数料	3,750	動物用医薬品配置販売従事者身分証明書交付手数料	8,280
動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可申請手数料	30,070	動物用医薬品配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料	2,630
動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可更新申請手数料	12,290	動物用医薬品配置販売従事者身分証明書再交付手数料	3,750

○家畜伝染病予防法関係

項目	単価(円)	項目	単価(円)
牛のヨーネ病の検査	520	牛の伝達性海綿状脳症の検査	4,500
腐蛆病の検査	170		
牛、馬、豚、めん羊又は山羊に係る証明書の交付	150	鶏、あひる、七面鳥、うずら又は蜜蜂に係る証明書の交付	150

7 病性検定申請時の注意事項

(1) 病性検定の依頼について

「病性検定依頼書」に必要事項を記入の上、当所へ検体を搬入してください。また、病性検定依頼時は、検体の搬入前に(場合によっては採材前)に電話等でご連絡ください。

(2) 病性検定手数料について

「病性検定診断申請書」に必要事項を記入し、所定の病性検定手数料(北海道収入証紙)を貼付の上、当所へ提出してください。結果証明書が必要な場合は、「病性検定(診断)結果証明書交付申請書」と手数料が別途必要です。

※病性検定の申請に必要な各種様式は、当所ホームページからもダウンロードできます。
(ホームページアドレス): <http://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/rukahotop.htm>

(3) 病性検定材料の採材方法について

検査項目によって、必要な材料が異なります。次表を参考に材料採取を行ってください。また、発症個体の個体識別番号、品種、性別、発生経過、症状等がわかるカルテの写し等も検体搬入時に添付してください。

《主な検査項目別の被検材料について》

	搬入材料	採材道具	採材量・頭数	採材方法・注意点		
目的別	呼吸器病原因	鼻汁	綿棒 	* 1頭につき3本以上 ・鼻鏡、鼻腔をアルコール綿花で拭き、なるべく鼻の奥から採材してください。 ・綿棒の乾燥に注意！ ・採材時期は、治療前の発症初期が望ましい。 ・鼻汁の保存及び輸送（送付）には、PBS、滅菌生理食塩水等に浸した状態か保存液の入った市販綿棒を用いる。  		
		眼粘膜ぬぐい材料（目脂や流涙症状がある場合）				
		血清			採血管（プレイン）	・抗体検査用：①前血清（発症期） ②後血清（約3週間後）
		全血			採血管（EDTA）	・EDTA血は、凝固しないように、抗凝固剤をよく転倒混和する。
	下痢原因	糞便		* 直検手袋等で、10g以上（拳大） ・牛肺虫検査、サルモネラ・ダブリン等の検査を行う場合		
		糞便		* 直検手袋等で、親指大（できるだけ量は多く） ・病原体の遺伝子検査を行う場合、肛門付近を清拭し、汚染がないように直腸便を採取してください。		
	流死産原因	血清	採血管（プレイン）	・抗体検査用：①前血清（発症期） ②後血清（約3週間後）		
		胎子		* 胎子は必須 ・集団発症の場合は複数頭必要		
		胎盤				
	母畜血清		・可能であれば、流産歴のある同居個体からも血清を採取してください			
疾病別	牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD-MD）	血清	採血管（プレイン）	3 mL以上	・新鮮な物 ・6か月齢未満の場合は、全血を必ず採取してください。	
		全血				採血管（EDTA）
	牛白血病（発症疑い）	血清	採血管（プレイン）	1.5mL以上	・新鮮な物 ・血球破壊により異型リンパ球の確認が困難となるため、採材当日に搬入できない場合は、風乾後にメタノール固定した血液塗抹標本（2枚）を送付してください。	
		全血				採血管（EDTA）
健康検査（移動のための検査など）	ヨーネ病	血清	採血管（プレイン）	1 mL以上	・採材時の月齢が6か月以上であることを確認してください。 ・抗体検査の場合は、血清のみ（6か月齢以上） ・遺伝子検査の場合は、全血（EDTA血）が必要（凝固しないようよく転倒混和）。	
	ブルセラ病	血清				採血管（プレイン）
	牛白血病	血清				採血管（プレイン）
		全血	採血管（EDTA）			
	馬伝染性貧血	血清	採血管（プレイン）	1 mL以上		
馬パラチフス						

8 抗菌性物質残留事故発生状況

昨年度の全道及び留萌管内における抗菌性物質等の残留事故発生状況は次のとおりです。
(平成29年4月～12月末に原因調査済みの事例に限る)

(1) 生乳

全道では42件、留萌管内では3件の発生があり、治療牛の識別マーキングの不備や見落としが主な原因でした。

(2) 畜肉

全道では3件発生しましたが、留萌管内での発生はありませんでした。

～治療したらやるべきこと～
〔治療した牛は搾乳しない〕

- ☆ 誰がみてもわかるようにマーキング（2重、3重に）！
- ☆ 隔離飼養がベスト！無理なら、治療牛は牛舎の一角所にまとめる
- ☆ 治療牛や搾乳してはいけない牛を連絡簿やホワイトボードなどで搾乳前後に作業員全員が確認する！
酪農ヘルパーへの連絡は必ず文書で！
- ☆ 病牛から搾った乳はすべて廃棄
- ☆ 獣医師から渡された乳房炎軟膏などの薬は指示された用法・用量を守る！余っても他の牛に使わない

・牛舎のプレートで識別

投与中 抗生物質	治療中
	登録番号〇〇

・足バンドで識別

・誰がみてもわかるようにマーキング（2重、3重）

9 平成29年次 監視伝染病の発生状況《留萌、全道》

区分	畜種	病名	留萌		全道	
			戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数
家畜伝染病	牛	ヨーネ病	2	14	182	713
		ブルセラ病(疑似患畜)			1	1
	蜜蜂	腐蛆病			1	1
届出伝染病	牛	牛ウイルス性下痢・粘膜病(真症)	3	5	112	261
		牛ウイルス性下痢・粘膜病(疑症)			13	15
		牛伝染性鼻気管炎			3	7
		牛白血病(真症)	24	38	247	604
		牛白血病(疑症)			1	1
		牛丘疹性口炎			1	1
		破傷風(真症)			5	8
		サルモネラ症			6	37
		ネオスポラ症			4	4
	馬	馬鼻肺炎			17	27
		破傷風			2	2
	豚	サルモネラ症			2	13
		豚丹毒			9	117
	めん羊	伝染性膿疱性皮膚炎			1	16
	蜜蜂	パロア病	4	216	19	833
チヨーク病		4	42	43	801	

(平成29年1～12月末)

10 BSE 検査室より

牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、届出のあった48か月齢以上の死亡牛についてBSE エライザ検査を実施しています。さらに、48か月齢未満の死亡牛であって、生前にBSEの特定臨床症状を呈していた、又は呈していた可能性が高いものについてもサーベイランス検査を実施しています。

平成29年度の留萌家畜保健衛生所BSE検査室では、4,103頭を検査し、全頭陰性を確認しています。

留萌家畜保健衛生所BSE検査室における検査実施状況 (H29.4.1~H30.3.31)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	各管内合計(頭)
上川管内	38	57	58	43	61	40	36	49	43	60	38	51	574
留萌管内	49	54	58	59	49	78	49	52	57	62	59	61	687
宗谷管内	211	227	235	267	268	275	233	233	211	247	218	217	2,842
合計	298	338	351	369	378	393	318	334	311	369	315	329	4,103

～ 獣医師のみなさまへ ～

届出書(死亡獣畜処理指示書等)には、生前に「BSEの特定症状が認められた否か」についても記載するようお願いします。

○「特定症状」とは、次のものを示します。

(1) 治療に反応せず、①～⑥のいずれかの行動を伴う進行性の変化

- ①興奮しやすい
- ②音、光、接触等に対する過敏な反応
- ③群内序列の変化
- ④搾乳時の持続的な蹴り
- ⑤頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
- ⑥扉、柵等の障害物におけるためらい等

(2) 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状

○生前に「特定臨床症状」を呈していた又はその可能性が高い牛、とは・・・
ヒストフィルス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎、神経症(全身又は後軀に異常が見られる神経麻痺及び神経系の腫瘍で、髄膜炎、旋回病、閉鎖神経麻痺、大腿神経麻痺、坐骨神経麻痺、脳腫瘍、脊髄腫瘍、末梢神経系腫瘍又は下垂体腫瘍)あると疑われた又は確定診断された牛であって、かつ、治療に反応せず進行性の中樞神経症状を呈していた又はその可能性が高い牛。

特定症状の有無は、死亡牛におけるBSEサーベイランスが効果的に実施されているかの検証に重要な確認事項で、さらに、死亡牛等におけるBSEサーベイランスの今後のあり方の検討という観点からも重要となりますので、ご協力をお願いします。



11 転入者の紹介



次 長
上村 伸子

十勝家畜保健衛生所から異動してきました上村です。留萌管内の勤務は初めてなので、まずは美味しいものを食べ歩き、この地域を知ることから始めたいと思っています。これまでの経験を活かし、家畜衛生をとおして留萌の畜産振興に貢献していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。



BSE 検査室長
大山 和幸

4月1日付けで、渡島家畜保健衛生所から異動してきました大山です。留萌は20年ぶりの勤務となりますが、昔とほぼ変わらぬ風景、街並みに懐かしさを感じています。また、当時の仕事の関係者、友人に会えることを楽しみにしています。普段はBSE検査室で執務していますので、なかなか顔を合わす機会も少ないと思いますが、留萌の畜産業振興に少しでも貢献できるよう努力して参りますので、どうぞよろしくお願いします。



主査（危機管理）
鈴木 雅美

十勝家畜保健衛生所から異動してきました。留萌は3カ所目の勤務地となりますが、道北エリアは初めての勤務です。地理・地名はまだあやふやなので、検査等で回りながら覚えていきたいと思っています。まだまだ経験不足ではありますが、留萌管内の畜産に微力ながらも貢献できるよう努力いたしますので、よろしくお願い致します。

12 職員体制と緊急連絡先

平成30年度の職員体制

	所長	森田 大輔	
	次長	上村 伸子	<BSE 検査室>
主査（危機管理）	鈴木 雅美	BSE 検査室長	大山 和幸
主査（薬事・安全）	（欠員）	指導専門員	鏑木 仁美
専門員	田村 幸子		
獣医師	向井 聡美		



【 連絡先 】

北海道留萌家畜保健衛生所	TEL(01632)5-1226 FAX(01632)5-1165
北海道留萌家畜保健衛生所BSE検査室	TEL(01632)9-3515 FAX(01632)9-3711
緊急時の連絡先（所の携帯電話） （夜間、休日は留萌家畜保健衛生所の固定電話から転送）	090-9526-9640
Eメール	rumoi.rumoi-kahol@pref.hokkaido.lg.jp